


都道府県の森林・林業に関するアンケート結果 【概要版】



平成21年10月
内閣府 規制改革推進室

目次

1. 調査概要

2. 調査結果

- (1) 森林情報等について
- (2) 森林の整備・保全について
- (3) 林業の施業について
- (4) 森林組合について
- (5) その他(要望事項等)

1. 調査概要

(1) 調査目的

都道府県における森林・林業の実態を把握し、必要な規制改革を検討するにあたっての論点整理を目的として、任意回答でのアンケートを実施

(2) 調査対象

47都道府県の森林整備・林業担当部課において、現場業務に携わる者

(3) 調査手法

調査票の郵送によるアンケート

(4) 調査実施時期

平成21年8月27日～平成21年9月11日

(5) 回答状況

44都道府県より回収(回収率:93.6%)

※各都道府県からの意見については、①多数意見が寄せられているもの、②当室として注目すべきものを抜粋

2. 調査結果

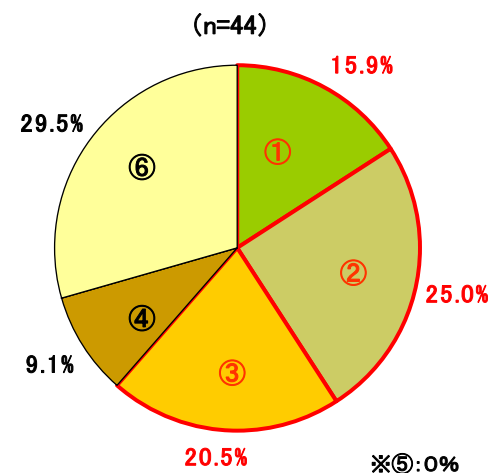
(1) 森林情報等について

Q1. 都道府県の管轄内において、森林の所有境界は明確になっていますか。

- ① 明確になっていない場所は森林全体の7割以上ある。
- ② 明確になっていない場所は森林全体の5割程度である。
- ③ 明確になっていない場所は森林全体の3割程度である。
- ④ 明確になっていない場所は森林全体の1割以下である。
- ⑤ 明確になっていない場所はない。
- ⑥ 分からない。

→①～④の場合

具体的な状況やそれによって困っていることがあれば、記入願います。



⇒「③ 明確になっていない場所は森林全体の3割程度である。」以上の回答(①～③)が合計で61.4%を占める。

【具体的な状況やそれによって困っていること(意見抜粋)】

- 公図の精度が低く、また地権者の高齢化、不在村化や森林の整備不足等により、境界確認が困難である。
- 間伐等の森林施業の低コスト化を図るため、集約化を推進しているが、境界の不明確化によって、集約化に時間を要している箇所もある。
- 保安林の管理に支障が出たり、伐採等に際して所有界が不明確なための誤伐等により、紛争に至っている事例もある。
- 森林の所有境界については、森林所有者や地元山林に精通した森林組合員等の世代交代、不在村地主の増加、山林の管理不足や地形の変化による境界目印の喪失等により年々確定作業が困難となっており、早急な対応が望まれる。

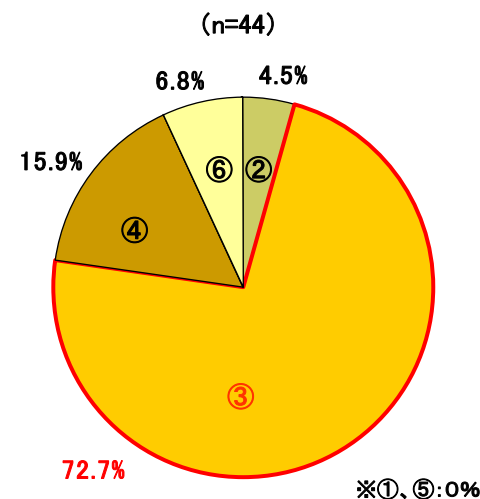
2. 調査結果

Q2. 都道府県の管轄内において、不在所有者はどの位の割合で存在しますか。

- ① 不在所有者の森林面積は全体の7割以上である。
- ② 不在所有者の森林面積は全体の5割程度である。
- ③ 不在所有者の森林面積は全体の3割程度である。
- ④ 不在所有者の森林面積は全体の1割以下である。
- ⑤ 不在所有者の森林面積はない。
- ⑥ 分らない。

→①～④の場合

不在所有者の森林に対して、講じている対応策を記入願います。



⇒「③ 不在所有者の森林面積は全体の3割程度である。」の回答が最も多く、全体の72.7%を占める。

【不在所有者の森林に対して、講じている対応策(意見抜粋)】

- 森林組合が不在所有者へのダイレクトメールを送付のうえ、相談会を開催し、山の管理や施業の委託の働きかけや、相続登記の相談等を行なっている。
- 不在所有者に対して、森林相談会や講習会等を実施している。
- 林業普及指導職員が中心となり、不在村所有者の森林を包括した施業の団地化に取り組んでいる。
- 県としては、特に対応策は講じていない。
- 森林管理は委任事項であり、不在村所有者の意識が低いこと。また、取り組みに必要な費用負担が発生することから、進捗度合いは極めて低い。

2. 調査結果

(2) 森林の整備・保全について

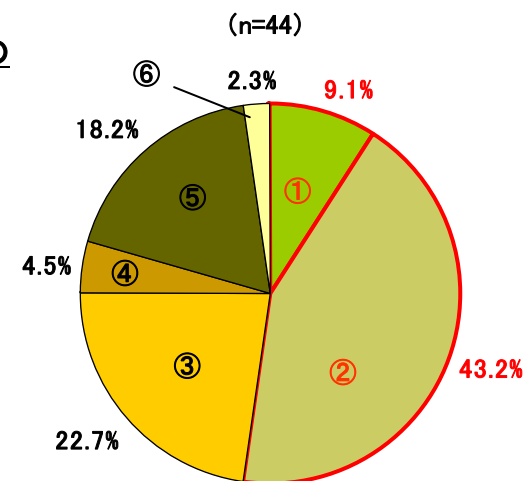
Q1. 保安林制度は、水源のかん養、災害の防備、生活環境の保全・形成等の公共の目的を達成するため、森林を指定し、一定の行為制限を課すものですが、当該制度の運営面(指定対象・行為制限・助成措置等)での課題はありますか。

- ① 運営面での課題は大変多い。
- ② 運営面での課題は多い。
- ③ 運営面での課題は多いとも少ないともいえない。
- ④ 運営面での課題は少ない。
- ⑤ 運営面での課題はない。
- ⑥ 分からない。

→①～④の場合

制度運営面について、課題と思われる事項を具体的に記入願います。

⇒「② 運営面での課題は多い。」以上の回答(①～②)が合計で52.3%を占める。



【制度運営面について、課題と思われる事項(意見抜粋)】

- 民有保安林の管理は都道府県が行っているにも関わらず、殆どの民有保安林の指定、解除及び指定施業要件変更の権限が国にあること。
- 保安林の位置の特定は多くの場合、「地番」によって行われるが、当県においては国土調査の進捗率が低く、正確な保安林の位置特定が困難な地域が混在している。できるだけ早い国土調査の実施が望まれるが、市町村の厳しい財政状況等から思うように進んでいない。
- 保安林の指定・解除の事務処理に要する時間がかかり過ぎる。
- 保安林は、個人所有の場合、私的財産に制限を課すため、新たに保安林の指定を行う場合、理解が得られにくい。

2. 調査結果

Q2. 保安林は、伐採の制限及び植栽義務が課せられていますが、私有林においても守られていますか。

- ① 守られている。
- ② どちらかといえば、守られている。
- ③ どちらともいえない。
- ④ どちらかといえば、守られていない。
- ⑤ 守られていない。
- ⑥ 知らない。

⇒「② どちらかといえば、守られている。」以上の回答(①～②)が合計で75.0%を占める。

→③～⑤の場合

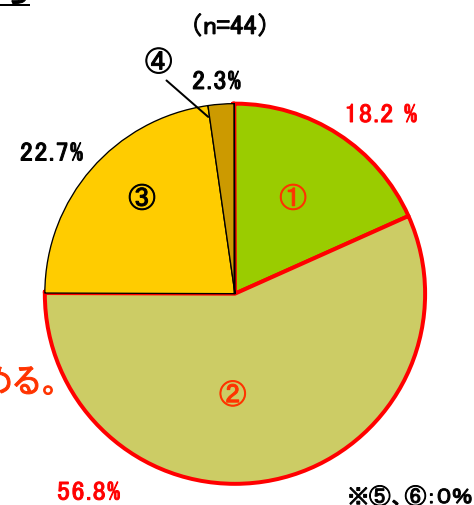
平成18年度～20年度の3か年に不適切な施業(違法伐採・植林放棄等)に対して、都道府県が是正指導を行った事例は合計で何件ありましたか。



■是正指導の件数

1～10件:8都道府県、11～20件:2都道府県、21件～:1都道府県

※上記の他、②を選択し、是正指導を行った都道府県が2あった。



→1件以上の是正指導がある場合

都道府県が是正指導を講じた事例について、具体的に記入願います。

→是正指導の事例がない場合

是正指導を講じなかった理由について、具体的に記入願います。

【是正指導を講じた事例(意見抜粋)】

- 保安林内伐採許可を得ず、立木の伐採を行った。
- 保安林内作業許可を得ず、土地の形質の変更を行った。
- 主伐後に植栽をしていない。

【是正指導を講じなかった理由(意見抜粋)】

- 事例の発生がなかったため。

2. 調査結果

Q3. 保安林以外の民有林については、市町村は市町村森林整備計画に適合しない伐採及び伐採後の造林の計画にかかる変更命令や当該計画を遵守していない場合の施業の勧告等を行うことができますが、この様な措置が私有林に対して講じられた事例はありますか。

- ① 措置が講じられた事例は大変多い。
- ② 措置が講じられた事例は多い。
- ③ 措置が講じられた事例は多いとも少ないともいえない。
- ④ 措置が講じられた事例は少ない。
- ⑤ 措置が講じられた事例はない。
- ⑥ 分からない。

⇒「⑤ 措置が講じられた事例はない。」の回答が最も多く、全体の88.6%を占める。

→①～④の場合

講じられた措置事例について、具体的に記入願います。

【講じられた措置事例(意見抜粋)】

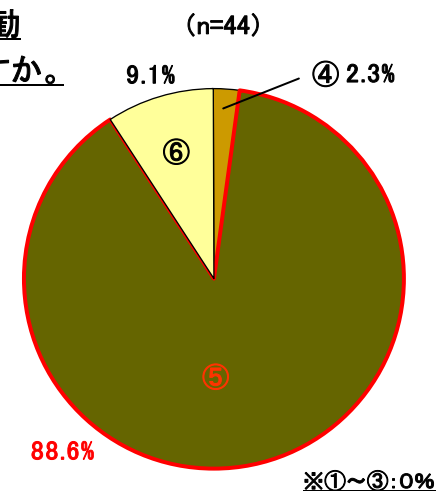
- 伐採及び伐採後の造林届出書に記載されている伐採開始日前での伐採を確認したため、届け出を行った森林所有者等に対し厳重注意を行うとともに、作業を中止し伐採及び伐採後の造林届出書を再提出する内容の勧告を発出した。

→⑤の場合

措置が講じられなかった理由を記入願います。

【措置が講じられなかった理由(意見抜粋)】

- 命令及び勧告を行う事例がなかったため。
- 変更命令や勧告に至らない段階で、個別指導により対応している。



2. 調査結果

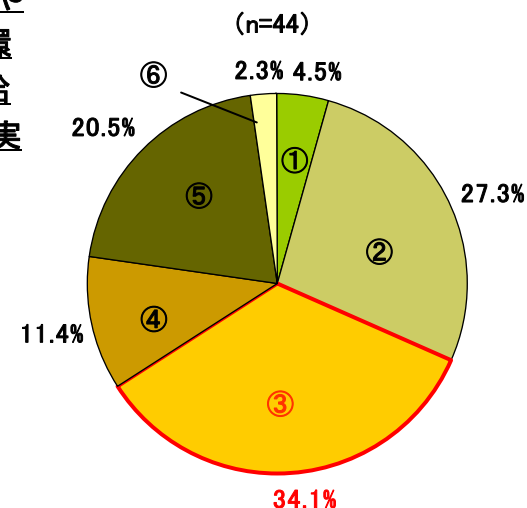
Q4. 森林・林業基本計画においては、森林を、水土保持林(高齢級の森林への誘導や伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を基本)、森林と人との共生林(自然環境等の保全及び創出を基本)、資源の循環利用林(効率的かつ安定的木材の供給を基本)の3つに機能区分しています。当該3区分に相応しい森林の整備・保全を実施する観点から、区分制度の在り方にかかる課題はありますか。

- ① 区分制度の在り方にかかる課題は大変多い。
- ② 区分制度の在り方にかかる課題は多い。
- ③ 区分制度の在り方にかかる課題は多いとも少ないともいえない。
- ④ 区分制度の在り方にかかる課題は少ない。
- ⑤ 区分制度の在り方にかかる課題はない。
- ⑥ 分らない。

⇒「③ 区分制度の在り方にかかる課題は多いとも少ないともいえない。」の回答が最も多く、全体の34.1%を占める。

→①～④の場合

区分制度の在り方について、課題と思われる事項を具体的に記入願います。



【区分制度の在り方について、課題と思われる事項(意見抜粋)】

- 本県における3区分の割合は、**水土:共生:資源=85%:10%:5%**と、**水土保持林が大半を占めているが、これは伐採や造林事業の実施等に制限の少ない水土保持林が無難である**という理由で選択された結果によるものと思われる。
- 地域森林計画において、区分に応じた施業方法の指針を定めているが、森林は多面的な機能を有しているため、特に「**水土保持**」「**資源循環**」において、施業が大きく変わることもなく、現場において、**区分を意識した施業はあまり見受けられない**。
- 区分といいながら、「**補助事業の採択要件**」的な意味合いが強い。
- **国ゾーニングと県独自ゾーニングがある**ため、整合性がとりにくかったり、森林所有者の**誤解を招く**恐れがある。
- 森林所有者等をはじめ**地域住民に機能区分が十分に周知されていない**のではないかと感じることもある。

2. 調査結果

(3) 林業の施業について

Q1. 平成20年度に公的補助を受けて整備された作業道・作業路の損壊事例は、何件把握されていますか。



- 作業道... **4都道府県**(1~5件:3都道府県、6~10件:1都道府県)
- 作業路... **把握なし**

→1件以上の損壊事例がある場合

損壊事例のうち、行政または森林技術総合研究所の研修・指導を受けたものはありますか。

- ① 研修・指導を受けたものがある。**(1都道府県)**
- ② 研修・指導を受けたものはない。**(3都道府県)**
- ③ 分らない。

→ 施工時期・損壊状況・損壊要因等を記入願います。

【損壊事例にかかる施工時期・損壊状況・損壊要因等(事例抜粋)】

○事例1

施工時期: H20年8月~11月

損壊状況: 切取法面が崩壊し、崩土が路面を覆い10m程の区間が通行不能。

損壊要因: 局地的降雨により、不透水層(軟岩)上部の堆積土砂が崩落したものと推測される。

○事例2

施工時期: H20年8月~12月

損壊状況: 8m程の区間で路肩崩壊し、通行不能。

損壊要因: 降雨時に切取法面からの湧水が、路肩に浸透し崩壊したものと推測される。

2. 調査結果

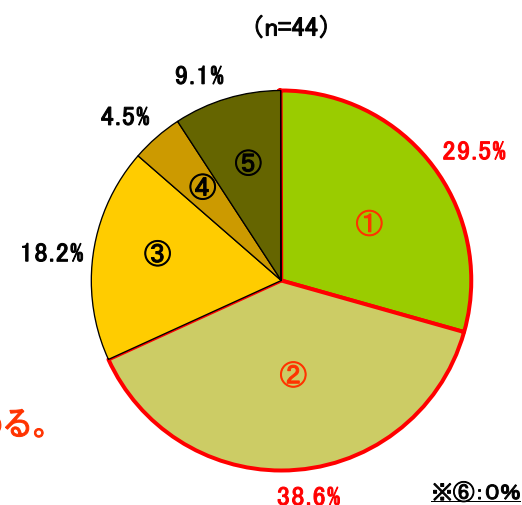
Q2. 国の公的補助の在り方について、採択要件等を細かく規定している現行制度の課題はありますか。

- ① 運営面での課題は大変多い。
- ② 運営面での課題は多い。
- ③ 運営面での課題は多いとも少ないともいえない。
- ④ 運営面での課題は少ない。
- ⑤ 運営面での課題はない。
- ⑥ 分からない。

⇒「② 運営面での課題は多い。」以上の回答(①～②)が合計で68.1%を占める。

→①～④の場合

制度運営面について、課題と思われる事項を具体的に記入願います。



【制度運営面について、課題と思われる事項(意見抜粋)】

- 補助金額の算定に、査定係数、諸掛費率等の因子が関係し、複雑で分りにくい。
- 様式が複雑で事務が繁雑。
(例:市町村森林整備事業計画、森林環境保全整備事業及び森林居住環境整備事業実績定期報告書)
- 採択要件が複雑かつ詳細に定められており、同じような施業をするにも関わらず複数の事業に区分されていることから、一般の森林所有者が事業内容を理解することが極めて困難であり、担当職員の負担も甚大である。
- 都道府県により、森林・林業の状況や課題が異なるため、採択要件を細かく規定せず、少しでも地域の裁量で自由に使える助成制度が必要。

2. 調査結果

(4) 森林組合について

Q1. 森林組合のみ認められ、他の林業事業体に認められていないことはありますか。

(例: 森林簿の交付・閲覧、施業の受託、補助金の交付等)

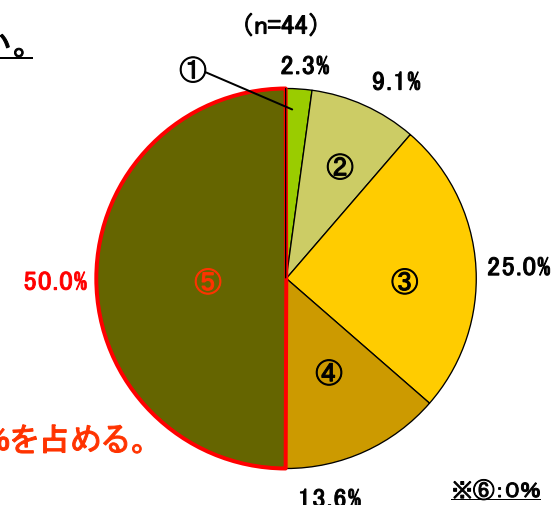
- ① 森林組合のみ認められることは大変多い。
- ② 森林組合のみ認められることは多い。
- ③ 森林組合のみ認められることは多いとも少ないともいえない。
- ④ 森林組合のみ認められることは少ない。
- ⑤ 森林組合のみ認められることはない。
- ⑥ 分からない。

⇒「⑤ 森林組合のみ認められることはない。」の回答が最も多く、全体の50.0%を占める。

→①～④の場合

森林組合のみ認められることについて、具体的に記入願います。

また、森林組合のみ認められている理由を記入願います。



【森林組合のみ認められる事例(意見抜粋)】

- 森林簿及び森林計画図の交付・管理。
- 施業受託、補助金の代理申請、事業主体となること。
- 税制の特例措置
- 森林簿電子データの貸与、施業の受託、補助金の交付。

【森林組合のみ認められている理由(意見抜粋)】

- 森林組合は、森林所有者を構成員とし、森林所有者の経済的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を目的として設立された協同組織であるため。
- 森林組合の育成等、政策的な理由。
- 森林施業計画樹立のみならず、地域森林計画の編成協力、伐採照査への協力、市町村森林整備計画策定協力など、市町村が行う森林・林業行政全般にわたり森林組合が関与しているため。

2. 調査結果

Q2. 森林組合は、森林組合法第9条において、国・地方公共団体等を始め、組合員以外の利用措置が設けられています。これらの事業を総事業費に対して、どの程度行っていますか。

- ① 総事業費の80%以上
- ② 総事業費の60%以上～80%未満
- ③ 総事業費の40%以上～60%未満
- ④ 総事業費の20%以上～40%未満
- ⑤ 総事業費の20%未満
- ⑥ この様な事業は行っていない。
- ⑦ 分らない。

⇒「④ 総事業費の20%以上～40%未満」の回答が最も多く、全体の25.0%を占める。

→①～⑤の場合

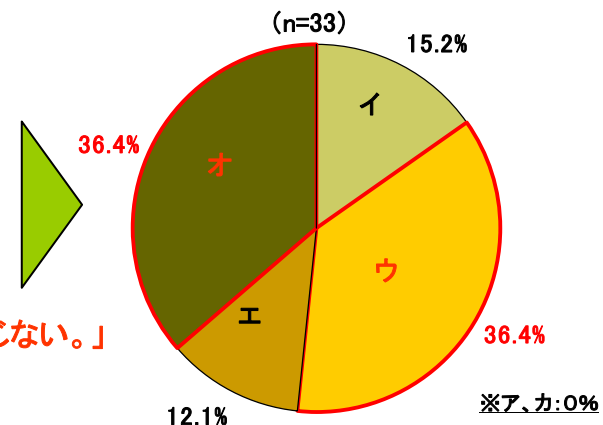
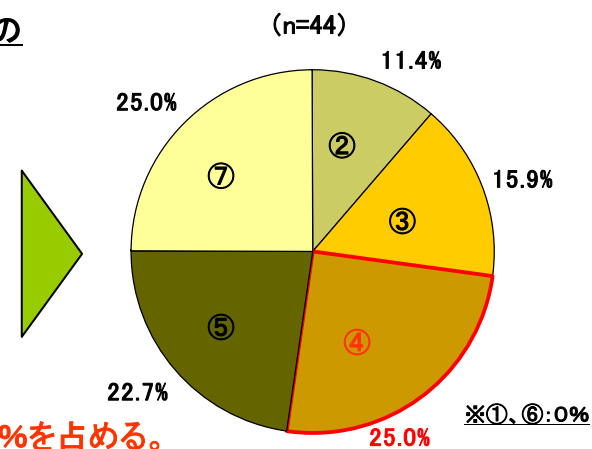
これらの事業の受託により、所有規模が小さな組合員に向けた施業が後回しにされていることがあると感じますか。

- ア 後回しにされていることがあると感じる。
- イ どちらかといえば、後回しにされていることがあると感じる。
- ウ どちらともいえない。
- エ どちらかといえば、後回しにされていることがあると感じない。
- オ 後回しにされていることがあると感じない。
- カ 分らない。

⇒「ウ どちらともいえない。」及び「オ 後回しにされていることがあると感じない。」の回答が最も多く、それぞれ全体の36.4%を占める。

→ア～イの場合

後回しにされていることがあると感じる具体的な状況について、記入願います。



2. 調査結果

【後回しにされていることがあると感じる具体的な状況(意見抜粋)】

- 森林組合によっては、事業量の平準化や作業員の確保等に十分な対策がとられていないため、組合員の森林整備は、公共事業終了後に実施される場合がある。
- 職員数が少なく、事務処理能力から組合員の要望に対応しきれない組合もある。
- 赤字を抱える森林組合では、黒字経営への転換を図るため、公共事業を優先して実施する傾向が見られる。
- 組合員の要請に応えて、真摯に森林施業に取り組む森林組合がある一方、地域によっては「森林組合に間伐作業を依頼したが、なかなかやってもらえない。」という森林所有者の声を聞いたことがある。
- 小規模所有者だから後回しにするというわけではなく、施業実施のためには、所有界の確認や森林技術者(作業班)の手配など、すぐに取り掛かることができないことや、補助事業の採択を満たしていないため条件を整える必要があることの説明不足があると考えられる。



2. 調査結果

(5) その他(要望事項等)

林業や森林の制度全般に関し、改善すべきことや疑問に感じていることがあれば、自由にご記入ください。

【要望事項等(意見抜粋) 1/2】

ア. 森林管理全般

- 一般的に森林が個人の財産であることは十分承知しているが、同時に**公共の財産**でもあり、**森林を適正に維持・管理する責任を持つべき**だと思う。**森林を放置した場合に何らかのペナルティを課す**とともに、**行政などが強制的に関与して整備**できるようにすべきである。
- 個人の財産でありながら、社会共有の財産という視点に立てば、放置された森林の公的な管理や**森林情報の開示(個人情報保護法の緩和措置)**など、現行制度の抜本的な改革が必要な時期となっており、確保した予算を都道府県へ強力に配分するだけでは、現状を打破する森林整備の推進は望めないと考えている。造林事業などの補助制度や各種制度改革を以下のとおりお願いしたい。
 - ① 放置された**不在地主等森林の公的整備**を可能とすること。② 森林所有者(納税者)**情報の開示**を可能とすること。③ **造林事業の制度改革**(事業統合、全額補助、現場・一般管理費の計上)。④ 建設業等、**森林組合以外の森林整備実施主体の確保**対策。
- その時代、時期により、時流に乗った施策を展開して行こうという姿勢は、良い面もあるが悪い面が多く目立っている。林業や森林整備は、**長期的視点**で、じっくり腰を据えて進めていかなければならないが、目先のこと、場当たり的にころころと施策が変わってしまうため、非常に行く末に不安感が漂っている。確実な施策はないと思うが、もう少し長いスパンでの議論を踏まえた上で、方針転換するような姿勢が望まれる。

2. 調査結果

【要望事項等(意見抜粋) 2/2】

イ. 補助制度

- 用途を限定しない県が主体的に使用できる弾力的な交付金事業の創設について御検討願いたい。
- 補助制度が複雑で、取組意欲を削がれている事例も聞かれる。事業体系を再編、整理するとともに、個々の事業の仕組みを分かりやすく見直すことが必要と思われる。
- 森林整備の主体は、森林組合や林業事業体を中心であることから、造林関係事業の補助単価に一般管理費を算入すべきと考える。

ウ. 国と地方のあり方

- 国土地理院、林野庁、都道府県が分担して撮影している空中写真については、経済的かつ効果的な事業実施の観点から、そのあり方について御検討願いたい。
- 森林・林業の制度の中で、近年市町村に事務が複数移管されたが、市町村の合併による広域化や職員定数の削減等で、各市町村担当者の受け持ち範囲が広がっており、細かな対応ができていない。県などによる支援の必要性が高まっている。
- 現行制度では、森林・林業行政に市町村の果たすべき役割が大きいですが、山村市町村の合併等により、林業行政に専門的知識を有する職員が減少しているように感じる。

エ. 林業事業体

- 近年、温暖化防止森林吸収源対策等により公共事業が増加しており、それらの実施に手一杯となっている森林組合もある。最近、異業種等からの参入も増加しているが、参入事業体の森林整備技術等が十分でない事例があり、技術研修や機械整備などへの支援が必要となっている。